○国土交通省告示第百四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇七一号	小野　正利	熊本県	平成二十九年二月二日	那覇水先区

○東北地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四　号	福島県岩瀬郡鏡石町久来石六二四から同町大池一四五番二まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月十四日

○東北地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
にかほ市象潟町小砂川字三崎一番五四から同市象潟町字五丁目塩越八四番二まで	前	一〇・〇～一〇五・九	一〇・六〇二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一〇・〇～一〇五・九	一〇・六〇二	
	後 B	一三・七九～一七三・六二	七・四一〇	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
青森市大字安田字近野一番七一から同市大字安田字近野五三一番一まで	前	九七・五〇～一一二・八〇	〇・〇七〇
	後	九七・五〇～一〇九・〇〇	〇・〇七〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
宮城県宮城郡松島町松島字町内五五番二から同町松島字町内九八番一〇まで	前	一二・四〇～二六・九〇	〇・三〇九	
	後	一二・九〇～三三・一五	〇・三〇九	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市唐桑町荒谷前一三一番三から同市唐桑町竹の袖五七番一まで	前 A	一一・九二～五三・八五	〇・六四八	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	一一・九二～五三・八五	〇・六四八	
	後 C	一三・〇三～五三・八五	〇・五九三	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号及び百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目三〇番一まで	前	一四・六〇～一四〇・〇〇	〇・一六六
	後	一四・六〇～一七六・五〇	〇・一六六

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日　北陸地方整備局長　中神　陽一